



2026 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 清水建設株式会社
代 表 者 名 取締役社長 新村 達也
(コード: 1803 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 経 理 部 長 蜂屋 隆之
TEL 03-3561-1111 (大代表)

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 30 日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026 年 8 月 20 日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 97,100 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,392 円
(4) 処分総額	232,263,200 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（非業務執行取締役および非居住者を除く。）および執行役員（非居住者を除く。以下、併せて「取締役等」という。）を対象に、取締役等の業績向上への意欲を高めるとともに、株価の変動によるリスクとリターンを株主の皆さまと共有することで、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への取締役等の貢献意欲を高めることを目的として、2026 年 6 月 26 日開催の第 124 期定時株主総会において承認を受け、役員向け中期業績連動型株式報酬制度を導入することとしております。

本自己株式処分は、本制度の仕組みとして採用する「役員報酬 B I P 信託」（以下「B I P 信託」という。）の導入に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 B I P 信託契約（以下「本信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付に関する規程に基づき信託期間中に 2026 年度の報酬として取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は、2026 年 3 月 31 日の発行済株式総数 716,689,413 株に対し 0.01%（小数点第 3 位を四捨五入、2026 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 6,788,116 個に対する割合 0.01%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付に関する規程に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、B I P 信託の概要については、2026 年 5 月 12 日付で公表いたしました「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考) 本信託契約の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ 信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| (5) 受益者 | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を充足する者 |
| (6) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| (7) 信託契約日 | 2026 年 8 月 17 日（予定） |
| (8) 信託の期間 | 2026 年 8 月 17 日～2027 年 8 月 31 日（予定） |
| (9) 制度開始日 | 2026 年 9 月 1 日（予定） |
| (10) 議決権行使 | 行使しない |

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026 年 7 月 29 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における終値である 2,392 円（円未満切り上げ）としております。当該価格を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、監査役会から、採用した価格は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を受領しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上